

【岡山県障害者施策推進審議会資料】

## 第 3 期岡山県障害者計画（仮称）策定方針・骨子（案）について

## 1 計画策定の理由

「岡山県障害者計画」は、障害者基本法に基づき都道府県に策定が義務付けられ、障害のある人のための施策に関する本県の基本的な計画である。

現在の「第 2 期岡山県障害者計画」の計画期間が、本年度をもって満了するため、次期計画となる「第 3 期岡山県障害者計画（仮称）」を策定する。

国の「第 3 次障害者基本計画」が平成 25 年 9 月に定められ、障害者基本法に基づき、共生社会の実現に向け、障害のある人を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められた。

本計画の策定にあたっては、国の「第 3 次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえながら、関連する他の県計画との整合性を図る。

また、本県の障害のある人の状況等、また、県民アンケート調査や障害者団体の意見を反映し、岡山県障害者施策推進審議会や県議会に諮りながら策定する。

## ●障害のある人に関する計画

計画名	H11	～	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
岡山県障害者計画 (障害者基本法)	←							←					←					→
	岡山県障害者長期計画 H15 一部改訂(支援費制度) H19 一部改訂(障害者自立支援法)							第 2 期岡山県障害者計画					第 3 期岡山県障害者計画 (仮称)					
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)			第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期									

区分	障害者計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法第 9 条第 2 項	障害者総合支援法第 8 9 条第 1 項
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内 容	障害者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

## 2 計画策定の方向

### (1) 「第3次障害者基本計画」等への対応

国の「第3次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえながら、関連する他の県計画との整合性を図りながら作成する。

### (2) 第2期岡山県障害者計画策定後の動向への対応

平成23年2月に策定した現計画以降の動向を計画に盛り込むこととする。

### (3) アンケート調査結果の活用

昨年度、障害のある人を対象に実施したアンケート、及び、今年度、一般県民を対象に実施しているアンケート調査結果の内容も踏まえて、計画を策定する。

### (4) 全体構成と数値目標

計画の全体の構成は、第2期岡山県障害者計画を基本として、各分野の施策の展開について、現状と課題を分析し、重点施策と主要事業を記載する。また、事業一覧を作成し、施策の全体像を分かりやすくし、新たに「数値目標」を加える。

1 現状と課題 → 2 重点施策と主要事業 → 3 事業 → 4 数値目標

### (5) 「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）への対応

全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行される。

本年2月24日に閣議決定した「国の基本方針」に即し、本県において、「職員対応要領」を定め、職員への研修や啓発を実施するなど、法施行に向けて、本県の体制整備を図ることとしているが、本計画においても、差別的取扱の禁止や合理的配慮といった差別解消法等の趣旨を適切に反映させたものとする。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする。

#### (2) 計画の基本理念

##### ○基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とする。

##### ○新設する施策分野

- ①教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
- ②安全・安心
- ③差別の解消及び権利擁護の推進

#### (3) 施策の体系・骨子

別紙のとおり

## 【参考】国の「第3次障害者基本計画」（平成25年9月）の概要

○対象期間：平成25年度から平成29年度までの概ね5年間

○基本理念

障害者基本法に基づき、共生社会の実現に向け、障害者を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するため、障害者施策の基本的な方向を定める。

○基本原則

①地域社会における共生等、 ②差別の禁止、 ③国際的協調

○各分野に共通する横断的視点

- ①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ②当事者本位の総合的な支援（人生の全段階における切れ目のない支援）
- ③障害特性に配慮した支援
- ④アクセシビリティの向上（ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化）
- ⑤総合的かつ計画的な取組の推進（地方公共団体等との連携・役割分担、高齢者、医療、子育て支援等他施策との整合性の確保）

○施策分野の新設

- ①安全・安心：防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
- ②差別の解消・権利擁護の推進：差別解消、虐待防止
- ③行政サービス等における配慮：選挙等及び司法手続等における配慮

○既存分野の施策の見直し：基本法改正や新規立法等を踏まえた施策の充実見直し

ニーズに応じた障害福祉サービスの充実、精神障害者の地域移行、障害者雇用・就労支援、優先調達推進による福祉的就労の底上げ など

○成果目標の設定・・・合計45事項について成果目標を設定

第3期岡山県障害者計画（仮称）骨子案

第2期障害者計画（県：H23/2）	第3期障害者計画
<p>I 啓発・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①啓発・広報活動の推進</li> <li>②福祉教育等の推進</li> <li>③ボランティア活動の推進</li> </ul> <p>II 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス利用の総合的支援</li> <li>②障害福祉サービスの充実</li> <li>③地域生活支援事業の実施</li> <li>④生活安定のための施策の推進</li> <li>⑤福祉用具の開発支援</li> <li>⑥発達障害のある人への支援</li> <li>⑦難病患者への支援</li> <li>⑧高次脳機能障害のある人への支援</li> <li>⑨福祉従事者の養成・確保</li> <li>⑩権利擁護の推進・情報公開</li> <li>⑪スポレク、文化活動の推進</li> </ul> <p>III 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活関連施設のバリアフリー化</li> <li>②交通・移動手段のバリアフリー化</li> <li>③防犯、防災対策の推進</li> <li>④ユニバーサルデザインの普及</li> </ul> <p>IV 教育・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療育・育成</li> <li>②学校教育の充実</li> <li>③生涯学習の推進</li> </ul> <p>V 雇用・就業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用等の促進</li> <li>②職業能力の開発</li> <li>③福祉的就労の充実強化</li> </ul> <p>VI 保健・医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害の原因となる疾病の予防</li> <li>②障害の早期発見・治療の推進</li> <li>③医療体制の充実</li> <li>④精神障害のある人への医療体制充実</li> <li>⑤難病対策等の充実</li> <li>⑥保健・医療従事者の養成・確保</li> </ul> <p>VII 情報・コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報バリアフリー化の推進</li> </ul>	<p>I 啓発・広報・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発・広報活動の推進</li> <li>・障害の理解（福祉・徳育教育の推進等）</li> <li>・ボランティア活動等の推進</li> <li>・障害のある人の社会参加の促進</li> </ul> <p>II 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の構築</li> <li>・在宅サービス等の充実・地域移行の推進</li> <li>・サービスの質の向上</li> <li>・障害児支援の充実</li> <li>・人材の育成・確保</li> <li>・福祉用具研究開発、補助犬の育成等</li> </ul> <p>III 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に配慮したまちづくりの推進</li> <li>・住宅確保・生活関連施設バリアフリー化</li> <li>・公共交通機関等のバリアフリー化</li> <li>・公共的施設等のバリアフリー化</li> </ul> <p>IV 教育、文化芸術活動・スポーツ・国際交流等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システム・教育環境の構築・整備</li> <li>・大学等における障害者支援の推進</li> <li>・障害者の文化芸術活動の推進</li> <li>・障害者スポーツの振興</li> <li>・障害者等の国際交流の推進</li> </ul> <p>V 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用の推進</li> <li>・総合的な就労支援</li> <li>・障害特性に応じた就労支援等</li> <li>・福祉的就労の底上げ</li> <li>・経済的自立の支援</li> </ul> <p>VI 保健・医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療の充実等</li> <li>・精神保健、医療の提供等</li> <li>・人材の育成、確保</li> <li>・難病に関する施策の推進</li> <li>・障害原因となる疾病等の予防、治療</li> </ul> <p>VII 情報アクセシビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信の情報アクセシビリティ向上</li> <li>・情報提供の充実等</li> <li>・意思疎通支援の充実</li> <li>・行政情報のバリアフリー化</li> </ul> <p>VIII 安全・安心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策の推進</li> <li>・防犯対策の推進</li> <li>・消費者トラブルの防止、被害救済</li> </ul> <p>IX 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進</li> <li>・権利擁護の推進</li> <li>・行政機関等での配慮、障害者理解等</li> </ul>

第3期岡山県障害者計画（仮称）骨子案

第3次障害者基本計画（国：H25/9）	第3期障害者計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 啓発・広報活動の推進の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の推進</li> <li>・広報活動の推進</li> <li>・障害者に対する啓発活動の推進</li> </ul> </li> <li>■ 生活支援体制の構築等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制の構築</li> <li>・障害者に対する生活支援体制の構築</li> <li>・障害者に対する生活支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>■ 生活環境の整備等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の整備</li> <li>・障害者に対する生活環境の整備</li> <li>・障害者に対する生活環境の整備</li> </ul> </li> <li>■ 教育・文化芸術活動・スポーツ等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進</li> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進</li> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ等の推進</li> </ul> </li> <li>■ 国際協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協力の推進</li> <li>・国際協力の推進</li> <li>・国際協力の推進</li> </ul> </li> <li>■ 雇用・就業者の経済的自立の支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> </ul> </li> <li>■ 保健・医療の充実等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療の充実</li> <li>・保健・医療の充実</li> <li>・保健・医療の充実</li> </ul> </li> <li>■ 情報通信技術の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の活用</li> <li>・情報通信技術の活用</li> <li>・情報通信技術の活用</li> </ul> </li> <li>■ 安全・安心の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心の確保</li> <li>・安全・安心の確保</li> <li>・安全・安心の確保</li> </ul> </li> <li>■ 差別の解消                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の解消</li> <li>・差別の解消</li> <li>・差別の解消</li> </ul> </li> <li>■ 行政手続の簡便化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続の簡便化</li> <li>・行政手続の簡便化</li> <li>・行政手続の簡便化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 啓発・広報活動の推進の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の推進</li> <li>・広報活動の推進</li> <li>・障害者に対する啓発活動の推進</li> </ul> </li> <li>II 生活支援体制の構築等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制の構築</li> <li>・障害者に対する生活支援体制の構築</li> <li>・障害者に対する生活支援体制の構築</li> </ul> </li> <li>III 生活環境の整備等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の整備</li> <li>・障害者に対する生活環境の整備</li> <li>・障害者に対する生活環境の整備</li> </ul> </li> <li>IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進</li> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進</li> <li>・教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進</li> </ul> </li> <li>V 雇用・就業者の経済的自立の支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> <li>・雇用・就業者の経済的自立の支援</li> </ul> </li> <li>VI 保健・医療の充実等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療の充実</li> <li>・保健・医療の充実</li> <li>・保健・医療の充実</li> </ul> </li> <li>VII 情報通信技術の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の活用</li> <li>・情報通信技術の活用</li> <li>・情報通信技術の活用</li> </ul> </li> <li>VIII 安全・安心の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心の確保</li> <li>・安全・安心の確保</li> <li>・安全・安心の確保</li> </ul> </li> <li>IX 差別の解消                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の解消</li> <li>・差別の解消</li> <li>・差別の解消</li> </ul> </li> </ul>

第3期岡山県障害者計画(仮称)策定スケジュール

年月	全体	障害者施策推進 審議会	庁内・県民局 連絡会議等	議会	関係団体
H27年 4月					
5月	アンケート調査 ・調査対象の抽出 ・帳票の配布		〔第1回〕 連絡会議 基本方針 スケジュール (5月12日)		
6月					
7月	・帳票の回収 ・集計・分析	〔第1回〕 方針・議 案審議 差別解消法概 要説明 (7月23日)	素案内容 照会 (7~8月)		
8月					関係団体 意見聴取 (7月下旬 ~8月)
9月	アンケート結果 取りまとめ 素案取りまとめ (9/下~10/中)		素案文面 内容 照会 確認 (9月)		
10月					
11月	計画素案決定 (11月上旬)  パブリックコメント (11~12月)	〔第2回〕 アンケート 結果報告 計画素案審議 パブコメ実施 (11月中旬)		常任委 へ報告 (素案・ パブコメ実 施) (11/15)	関係団体 意見聴取 12月中旬
12月			パブコメ各 課回答依頼 (12~1月)		
H28年 1月					
2月	パブコメ結果公表 (2/15)	〔第3回〕 最終案審議 パブコメ結果 (2月上旬)	〔第2回〕 連絡会議 計画・差別解消法 対応要領説明	常任委 へ報告 (パブコメ 結果最終 報告) (2/15)	
3月	計画決定 (3月)	計画書送付		計画書 送付	